

平成29年度  
第3回宮城県歯科保健推進協議会

日時：平成30年2月7日（水）  
午後6時から6時55分まで  
場所：県庁11階第二会議室

（出席委員）

安藤委員，鎌田委員，後藤委員，佐々木委員，鈴木委員，千島委員，千葉委員，新沼委員，  
人見委員，藤委員，山形委員

（欠席委員）

八島委員

（司会）

本日は、お忙しい中、また、夜の会議にかかわらず御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、只今から、平成29年度第3回歯科保健推進協議会を開会いたします。

開会にあたり、会議の成立について御報告申し上げます。本日の会議には、委員12名に対し、11名の御出席をいただいております。歯科保健推進条例に基づき、本日の会議は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、当協議会は、情報公開条例第19条の規定に基づき、公開とさせていただきますので、本日の議事録と資料は後日公開とさせていただきます。

次に本日お配りしております資料を確認させていただきます。会議資料は、次第と出席者名簿、資料1から資料7でございます。資料の不足がございましたら举手願います。事務局員がお届けいたします。皆様よろしいでしょうか。

それでは、改めまして、只今から、平成29年度第3回宮城県歯科保健推進協議会を開催いたします。

開会にあたりまして、保健福祉部千葉次長より御挨拶申し上げます。

（千葉次長）

平成29年度第3回歯科保健推進協議会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、遅い時間からの開催にもかかわらず、御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、皆様には、本県の歯科保健の推進を始めとしまして、保健福祉行政の推進全般につきまして、常日頃から御指導、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、本年度「第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」の策定については、6月に第1回協議会を開催いたしまして、それ以後、8020運動推進特別事業検討評価委員会の場で、2回にわたり議論をしていただきました。

さらに、10月に開催しました第2回目の本協議会での皆様の御意見をいただきまして中間案を作成しました。それを県議会に報告いたしますと共に、12月に県民の皆様からのパブリックコメントを募集させていただきました。

本日の会議では、パブリックコメントでいただいた御意見や各団体の皆様からの御意見を参考に、調整を加えた最終案を説明させていただきます。委員の皆様には、それぞれの御専門の見地から忌憚のない御意見をお願いしたいと思っております。また、本日の会議が最後の会議となります。これまで熱心に議論いただきましたことにつきまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

以上を私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、議事に入ります。条例第4条第1項の規定によりまして、これからの進行は佐々木会長にお願いいたします。

(佐々木会長)

こんばんは。東北大学歯学部の佐々木でございます。

本日の議事は、今千葉次長から御説明のありましたとおり、第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の最終案につきまして、皆様に議論いただくということになります。

また、第2回の本協議会で議論いただきました中間案について、多数のパブリックコメントが寄せられていますので、それにつきましても少し考えていただければと思っております。

それでは、協議事項1と2を一緒に進めて参りたいと思っておりますので、まずは、第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画中間案に対する意見の募集結果について、次いで、第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画最終案について、併せて事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

健康推進課の岡本でございます。それでは、私の方から御説明をさせていただきます。座って御説明させていただきます。

始めに、協議事項(1)の第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画中間案に対する意見の募集結果につきまして、資料の1と2を使いまして、御説明させていただきます。

資料1を御覧願います。

第2回協議会で皆様より御審議を賜りました基本計画中間案につきまして、皆様からの御意見をとりまとめ、12月6日から1月5日までの1ヶ月間、中間案に対するパブリックコメントを実施しました。期間中、36名の方から、102件の御意見を頂戴しました。本日は、主なものにつきまして、御説明させていただきます。

始めに、歯科口腔保健推進の方向性についてです。

NO. 1は、方向性の全般に対しまして、予防的取組の環境整備等の必要性についての御意見をいただきました。

県としましては、現在も予防的対策を中心に取組を推進しており、引き続き、関係機関の皆様との連携・協力のもと、効果的な実施に努めて参ります。

続きまして、NO. 3から、3ページのNO. 8までにつきましては、フッ化物応用についての危険性や説明と同意、無資格者が取り扱うことへの是非についての御意見でございました。

県で進めております、フッ化物洗口につきましては、厚生労働省フッ化物洗口ガイドラインを踏まえまして、歯科医師による保護者や従事者への説明と同意の上、適正な安全管理のもと実施しているところでございます。引き続き、安全管理には十分に留意し、関係機関の理解を得ながら進めていくこととしております。

また、NO. 7、NO. 9につきましては、フッ化物洗口などの集団的な取組よりも、歯みがき指導などの個別指導が重要ではないか。という御意見でございました。

これにつきましては、むし歯予防は歯みがきなどの生活習慣の確立や規則正しい食生活が基本でありますことから、集団への取組と併せまして、個別指導の充実も図りながら、今後も歯科保健対策を総合的に進めていくこととしております。

次に、4ページをお開き願います。NO. 15、8口腔保健支援センターに対してでございます。

乳幼児のむし歯対策強化のために、自治体間の情報交換をという御意見でございました。

これにつきましては、口腔保健支援センターの機能として、引き続き、情報収集や提供など市町村等への技術的支援や歯科保健担当者への研修の機会等を通じまして、情報の共有や連携の強化に、努めて参りたいと考えてございます。

以上が資料1、パブリックコメントの結果に対する県の考え方についての説明でございます。

続きまして、資料2を御覧願います。

パブリックコメントと同時期に、各関係団体から、中間案に対する御意見をいただきました。2団体から4件の御意見を頂戴いたしました。

まず、NO. 1の修正部分でございますが、県内の医療保険加入者という表現がわかりにくいとの御指摘でしたので、被保険者という表現に統一させていただきました。

次にNO. 2につきましては、職域の歯科保健対策を推進するために、県が進めることに

連携先として歯科医師会や保険者等との連携という文言の追加に関する御意見でございました。職域の歯科保健対策は、今後強化すべきと認識しており、引き続き連携して取り組んで参ります。

NO. 3の高齢者施設に歯科衛生士の配置も検討してほしいとの御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

NO. 4の達成指標につきましては、今後、指標に介護老人保健施設を含める予定があるか。との御質問でございました。第2期計画では、高齢者の歯科保健対策を一層強化することから、新たに施設に関する指標を追加したところです。指標の設定にあたりましては、平成27年度に実施しました介護老人福祉施設の調査を元にしておりますが、今後の調査対象につきましては、検討課題とさせていただきたいと考えております。

それでは続きまして、協議事項(2)の「第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画最終案について」、資料3～6により、御説明させていただきます。

最終案本文につきましては、資料5にまとめさせていただいております。

事務局では、平易な文言修正や用語の整合などを行っておりますが、パブリックコメントなどを反映し、修正した点につきましては、本文中に下線を引いております。お手元の資料3に、中間案と最終案の主な変更点をまとめましたので、本日はこちらで御説明させていただきます。なお、資料5につきましては、資料3に該当するページを記載しておりますので、適宜、御覧いただければと思います。

それでは、資料3を御覧ください。

始めに、第1章 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の趣旨についてでございます。

NO. 1, 1計画策定の経過(1)推進条例の施行でございますが、中間案では記載しておりませんでした。本計画が条例に基づく基本計画であることから、歯科口腔保健法同様に県条例の基本理念を追加させていただきました。

次に、NO. 2の2計画の位置づけでございます。関連計画をみやぎ新時代教育ビジョンから、平成29年3月に策定した宮城県教育振興基本計画に変更しましたので、該当部分を修正させていただきました。

2ページ目をお開き願います。

第2章歯科口腔保健推進の方向性です。No. 3の3計画期間等では、計画の評価及び策定の基礎数値とするための調査については、計画管理の一環であることから、実施状況を追加させていただきました。

NO. 4の、1乳幼児期及び学童期・思春期の歯科口腔保健対策の重点化です。こちらは、資料1で御説明しました、パブリックコメントを受けて変更したもので、歯みがきや適切な生活習慣の確立を支援する保健指導体制の強化を追加いたしました。

次に、第3章 各論でございます。

NO. 5の妊産婦期からの定期的な歯科健康診査体制の推進では、妊娠期からの取組を、歯科医師会をはじめとし、関係機関と連携して進めていくこととしておりますことから県

が進めることの中に追加いたしました。

次に3ページをお開き願います。

NO. 6の(6)課題解決のために団体等に期待される取組のうち学校の項目でございます。前段2つは、事務局による表現の修正でございます。後段はパブリックコメントを受けまして、学校の取組から洗口場の整備を削除し、児童・生徒の歯みがきを支援する取組について修正をいたしました。

NO. 7につきましては、資料2で御説明いたしました、団体からの御意見を受けまして、表記を修正させていただきました。

NO. 8につきましては、資料2で御説明いたしました、団体からの御意見を受けまして、具体的な連携といたしまして、歯科医師会と保険者等との連携を追加させていただきました。

また、受動喫煙と歯周疾患の関係については、根拠がまだ十分ではないため、後段の喫煙と歯周疾患等の関係等の普及啓発に含めた表記とさせていただきます。

健診等での歯科口腔保健指導の実施につきましては、特定健康診査・保健指導だけでなく、広く各種健診の機会を活用するよう修正しております。

続きまして、資料の4ページをお開きください。

NO. 9, 5高齢期の主な事業・取組として在宅歯科医療推進設備整備事業を追加しました。本事業は、歯科診療所の訪問歯科診療のための機器の整備を行っているものです。

最後のNO. 10, 8口腔保健支援センターによる情報提供や研修の実施につきましては、前段は表記の修正でございます。後段は資料1で御説明いたしました、パブリックコメントを受けまして、口腔保健支援センターの機能として、事業への技術的な支援や、好事例の収集と提供を行うなどの具体的な取組を追加しております。

次に、資料4基本計画(最終案)の概要につきましてまとめたものでございます。前回は御報告させていただきましたが、計画の基本理念の健康な歯と口腔をもち、誰もが生涯にわたり健康でいきいきと生活できるみやぎの実現に向かって、4つの方向性を踏まえた具体的な取組について追加をさせていただきました。

続きまして、資料6をお開き願います。

資料6は、資料5の本文にもございます達成指標一覧と同じものでございます。表記の修正と、関係計画との整合性を図るため、一部指標の調査年度を中間案から変更してございます。

以上、第2期計画の最終案につきまして、中間案との変更点を中心に、御説明させていただきました。

(佐々木会長)

御説明ありがとうございました。

資料1がパブリックコメント、資料2が団体からのコメントということで、いろいろな御

意見が寄せられたということは、それだけ関心が高いということで、非常に良かったのかなと思います。また、非常に建設的な御意見が多くありまして、最終案の方にはかなり良い形で取り込んでいけているのではないのでしょうか。また、ほとんどのコメントに対して、適切に対応出来ていると思います。

皆様から御意見をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(後藤委員)

協会けんぽの後藤でございます。

私共の意見もこの中にお入れいただきまして、ありがとうございます。

30ページと36ページのところで、修正をいただいたところがございますが、保険者のところでございますが、被保険者に対してと修正いただいたところでありますが、私共のところは、被保険者と被扶養者というのが加入者になっておりまして、国保さん、後期高齢者だと被保険者と言うのかもしれませんが、そういった観点からいきますと、加入者というようにしていただいたほうが良かったのかなと考えております。被保険者が7割、被扶養者が3割から4割近くなのですが、被保険者だと、被扶養者が抜けてしまうという感覚がありますので、可能であれば、加入者に修正をしていただければありがたいかなと思っております。

(事務局)

わかりました。そちらにつきましては、修正をさせていただきます。ありがとうございます。

(佐々木会長)

ありがとうございます。非常に重要な御意見だと思います。

他に何かございますでしょうか。

(安藤委員)

安藤でございます。

資料3の3ページ目の一番下でございますが、中間案が、最終案ではこのように修正になったということですね。これは、団体からの意見に基づく修正と、事務局による修正から、最終案ではこのように修正になったということですね。

私は、中間案がとても素晴らしいなと思うのですが、どうしてこちらの最終案になったのか理解できないんですね。資料6を見ますと、例えば、喫煙で歯周病にかかりやすくなると思う人の割合が目標100%となっていますよね。だからここで100%にしようという目標を立てているし、資料1の4ページの宮城県が進めることと、御意見の方でも、喫煙による歯周病のリスクの広報が必要ではないかというものが出ていて、宮城県も普及・啓発を推進していくと御回答もいただいておりますし、どうしてなのかなと思いましたが、いかが

でしょうか。

(佐々木会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

安藤委員の御質問というのは、主に資料3の3ページの8のところでございますか。

(安藤委員)

そうです。

(事務局)

ここにつきまして、文言を修正させていただきましたのは、喫煙と歯周病の関係につきましては、やはり、普及啓発が必要だということで、前の書き方とは変わってはいないのですが、受動喫煙との因果関係がまだはっきりしていないということで、受動喫煙と言う文言を取り除き、文章の整理をさせていただきました、このような表現にさせていただいたということでございます。

(相田参与)

すみません。事前に気づいておけば良かったのですが、受動喫煙との関係がないというのは、どのような根拠に基づいてなのでしょうか。受動喫煙と歯周病に関しましては、国立がんセンターが行っているコホート研究から一つ、受動喫煙が多いと歯周病が増えるという論文が出ていて、他にも受動喫煙が多いと高齢者に歯周病が多いというメカニズムについての学会発表があって、私も学会発表してきたのですが、そこで受動喫煙と歯周病が関係ないと言われると、どうしてなのか知りたいのです。ですから、私も前の書きの方が良かったと思います。

(事務局)

いろいろと私の方でも調べまして、厚生労働省から出されている資料では、まだ因果関係がはっきりしないというような資料がございましたので、こちらを参考にさせていただきました。

(相田参与)

すみません。健康にリスクがあることに関しては、因果関係がはっきりしなくても、ある程度のエビデンスのある研究があるのならば、保守的に住民を守る方向に動いた方がいいというのがコンセンサスとしてあると思うのですが、逆に、パブリックコメントにあったフ

ッ化物の危険性については、ほとんど決めつけに近い思い込みで、つまり歯みがき剤よりも薄いフッ化物濃度で危険があるという言い方をされていて、あれは間違いだというのはわかるのですが、受動喫煙に関しては、もっとコンサバティブに取り組んだ方が良いと思います。

(事務局)

こちらに関しましては、受動喫煙に関しても記載させていただきまして、中間案の形に戻す方向で文言整理をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

(佐々木会長)

資料1の方の、No. 14では、逆の形でもっとリスクの広報が必要ではないかという、パブリックコメントをいただいているのですよね。修正案の方は、団体からの意見と言うよりは、事務局の意見ということですか。

(事務局)

こちらにつきましては、事務局の意見といたしまして修正させていただきましたので、上の部分が団体からの意見ということでございます。

(佐々木会長)

中間案の部分だと、2番目のパラグラフと3番目のパラグラフのところの中身が重複しているような感じがしますので、少し文言を考えていただいて、元に戻していただいた方が良いかもしれませんね。先生ありがとうございました。

(事務局)

申し訳ございません。こちらに関しましては、もう一度相田先生に御相談させていただきたいと思います。中間案に戻す形で修正させていただきたいと思います。

(佐々木会長)

その他いかがでしょうか。

確認なのですが、学校での洗口場の整備というのは除いて、元々市町村、教育委員会の方には洗口場、健康診査機器等の整備というのは入っていたのですか。

(事務局)

両方に入っておりましたので、学校の方からは施設整備に関しましては、削除させていただきました。

(佐々木会長)



その他いかがでしょうか。皆さんそれぞれ専門のところを少し見ていただければと思います。

私の方から質問です。この資料の4と6というのはどこかに入れ込むのでしょうか。

(事務局)

資料4につきましては、本文をくまなく読むのが大変な場合に、例えば、いろいろな会議の場などで、全容を分かりやすく説明するものとして作らせていただいているものがございます。

(佐々木会長)

これも公表するのということによろしいですか。これは非常に良いですよ。色合いも良いです。

(事務局)

概要につきましては、県議会の保健福祉委員会等で説明する時にはこの資料を使わせていただいております。

資料6につきましては、本文の最終案の中にも入ってございますけれども、大きく抜き書きをして御覧いただいているということでございます。こちらに関しましては、本文に記載しておりますので、資料6の形ではどこかに出すということとはございません。

(佐々木会長)

資料4をいろいろなところで、うまく使っていただければと思います。

(安藤委員)

資料4なのですが、どこかに禁煙についての記載はあるのでしょうか。

ここで見ると喫煙と歯周病の関係などという言葉しか記載されておられませんので、禁煙を推進していくとか、受動喫煙を予防するとか何かここに記載しないと、資料4、1枚で説明するのであれば、大事だと思います。

歯を失わないようにして、みんな元気に食べ続けて、元気に過ごすということは、非常に大事なことで、歯周病を防ぐというのは大事ですよ。歯周病の予防には禁煙は、大切です。歯周病は全身の健康にも関わってきます。そこは分からないでいる人がたくさんいると思いますので、きちんと書いた方が良いでしょう。

(佐々木会長)

そうですね。こちらに関しましても、先程の文言の修正と共に工夫していただければと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

先程皆様からいただきましたように、受動喫煙の文言も含めまして修正させていただきますので、資料4にもその内容を記載させていただくような形で修正させていただきます。

(佐々木会長)

ありがとうございます。

(藤委員)

資料5の24ページの12歳児のDMFTの中に県立学校というのがあって、前回、県立学校というのは支援学校ですかという質問をさせていただいたのですが、県立学校の注釈は記載してあるのですが、グラフの中には県立学校というのが無いのですが、県立学校は除いたのですね。

質問としては、支援学校のデータというのは、それぞれの市町村の中学生のデータに含まれているのでしょうか。

(事務局)

すみません。グラフの中から県立学校抜けてしまいまして、本来は入れておくべきなのですが、申し訳ございません。

(藤委員)

何か意味があったのかなと思ひまして、質問させていただきました。

(事務局)

すみません。間違いでございます。

(藤委員)

わかりました。

もう一点、支援学校のデータというのはそれぞれの市町村の12歳児のデータに含まれているのでしょうか。それとも入っていないのか、どちらでしょうか。

(事務局)

支援学校に関しては、42ページをお開き願います。こちらには、特別支援学校について具体的に記載してございます。

(藤委員)

これは新しいデータですね。

(事務局)

そうでございます。

(藤委員)

わかりました。

(山形委員)

市町村のデータには入っていないということですね。

(事務局)

そうでございます。

(佐々木会長)

そうすると、図9には県立学校が足されるのですね。

(事務局)

はい。抜けておりましたので、申し訳ございません。

(佐々木会長)

藤先生、よろしいでしょうか。

(人見委員)

すみません。資料4がいろいろな形でたくさん使われると思うのですが、宮城県の状況の中で、乳幼児や学童期のところは、すごくわかりやすく記載してあるのですが、壮年期・高齢期に関しては、ただ結果だけが記載されているだけだと分かりにくいと思います。私達だと、結果を見てこれは歯間清掃がうまくいっていないからだなとわかるのですが、これだけを見ても分からないと思いますので、何か集約するような一言があれば良いのではないかと思います。

(事務局)

もう少し工夫をいたしまして、壮年期のところにはもう少し細かく、一般の方が見てもわかるような記載方法にしたいと思います。

(人見委員)

青年期・壮年期のかかりつけ歯科医受診や禁煙に関することが重要な時期となりますので、記載していただければと思います。

(佐々木会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。  
こちらはいつまでまとめるのでしょうか。

(事務局)

次の議題に入ってしまうところでございますが、資料7にも記載しておりますが、最終案をまとめまして、3月の半ばに開催される予定となっております、県議会の保健福祉委員会に御報告をさせていただくこととなっております。

(佐々木会長)

まだここで意見が全部出きらなくても、委員の先生から御意見がある時に事務局にお渡しして、委員の先生方とやりとりをする時間があるかどうかということをお聞きしたいのですが。

(事務局)

今日いただきました御意見と、先生方がお戻りになってから気になることがございましたら、来週いっぱいいただけると助かります。

(佐々木会長)

よろしいでしょうか。

(事務局)

それを受けまして、修正をさせていただきます、佐々木会長に御相談をさせていただき、決めさせていただきたいと思います。会長に御相談をして、決まったものにつきましては、委員の先生方に送付させていただきます。

(佐々木会長)

今月くらいで大丈夫ということですね。  
先生方、御意見がございましたら事務局までお寄せいただければと思います。来週一杯は待つということですので、お願いいたします。

(山形委員)

資料6の達成指標のところなのですが、学童期・思春期において追加になった、12歳児

における要治療・要精検児童生徒の受診率と学校における昼食後の歯みがきの実施率の現状と目標値について、今後設定となっているのですが、このままではまずいですよね。今後把握と言うのは、最終案としては何らかの結論を出すということだと思のですが、いかがでしょうか。

(事務局)

新しく指標として設定した2つの項目につきましては、まだ取り始めて間もないデータになりますので、最終案につきましては今後設定のままおいていただきまして、毎年歯科保健推進協議会がごございますので、今後データを積み重ねていった段階で協議会で諮らせていただきまして設定していきたいと考えております。

(山形委員)

了解いたしました。

それと同時に、受診率の統計の出し方に関しまして、例えば、分母が要受診で、分子が行った人の割合で計算しているのか、全ての人数を母数とし、要受診を分子としているのか、28年、29年調査しているのですが、その辺が徹底されていないところがありますので、今回指標に挙げたという観点からも、しっかりした調査をした方が良いと思いますので、スポーツ健康課の方でもよろしくお願ひします。

(事務局)

ありがとうございます。

教育庁のスポーツ健康課と打ち合わせをさせていただきまして、アンケート項目の起こし方に関しても進めていきたいと思ひますので、山形先生には引き続きお願ひしたいと思ひます。

(佐々木会長)

山形先生、お願ひします。

(山形委員)

分かりました。

(藤委員)

12歳児のむし歯本数や歯肉の状態などのデータが載っていますが、支援学校で12歳児のデータがあるのであれば、今後の施策に結びつけていくのに非常に役立つのですが、そこだけがむし歯の有無と処置完了のようになっていますので、せつかく12歳児の指標があるので、そことの比較が出来れば良いのではないかと思ひます。今後の支援学校や障害児

のためになると思うのですが、集まったデータというのは無いのでしょうか。

(事務局)

12歳児という形でデータを取っているかどうかというのは、教育庁にも確認いたしまして、検討したいと思います。

(山形委員)

歯科健診様式というのは、支援学校も同じものを使っていますので、出て来るデータは同じになります。ですから、12歳児の欄を見れば数値は出てきます。ただ、今まで一緒に出していなかったというだけなので、支援学校も同じように出すということは可能だと思います。

(佐々木会長)

データを扱っているところが違うということですね。

(山形委員)

データを扱っているところは一緒だけれども、データを一緒にしていないということです。

(スポーツ健康課)

スポーツ健康課です。本課で健康課題調査を行って、データを収集しております。今、山形先生からお話がありましたが、特別支援学校として分けておりましたが、学年として抽出することは可能ですので、また御相談したいと思います。

(佐々木会長)

次に繋げていけるような形でやっていければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の議題に移ります。先程御説明いただきましたが、2協議事項(3)今後のスケジュールについて、御意見の集め方を含めまして事務局から説明願います。

(事務局)

それでは、今後のスケジュールにつきまして、先程もお話させていただきましたが、改めて御説明をさせていただきます。

本日が今年度最後の開催となっております。本日御審議いただきました、第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画最終案につきましては、今月開会予定の県議会の保健福祉委員会に最終案を報告させていただき、パブリックコメントへの回答と併せて、3月中の公表を予定しております。

先程も申し上げましたが、何か御意見、御質問等ございましたら、来週中に事務局までお出しいただき、それを基に修正をさせていただき、佐々木会長に御相談をさせていただきたいと考えております。本計画の内容がまとめ次第、皆様のお手元に送らせていただきます。以上でございます。

(佐々木会長)

ありがとうございます。先生方よろしいでしょうか。

私の方からもうひとつ、14ページの第3章なのですが、第2章のタイトルがそのまま入っています。

(事務局)

大変申し訳ございません。

(佐々木会長)

非常に内容的には、良い章だてになっていて、中身も充実していると思います。数値の部分がなかなか良くないというのがありますが、このような形で最終案を立てて、次年度以降県と共に各団体が頑張っていけば、少し数値指標も、上がっていくかなと思います。

また、今年度に関しましては、委員の先生方には貴重な御意見を出していただき、ありがとうございました。最終案、もう少しかかりますが、それまで皆さんに御意見をいただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは以上で本日予定している議題は以上になります。その他先生方から何かございませんでしょうか。

(新沼副会長)

歯科医師会の新沼でございます。

内容につきましては、皆様から多くの御意見をいただきまして、県の担当の皆さんに頑張ってくださいまして、私共も歯科保健推進協議会と8020運動推進特別事業検討評価委員会と合わせて5回の会議と、県の皆さんにはそれ以前にもいろいろと私達歯科医師会の意見を取り上げていただきましてありがとうございます。計画の中身としては良い方向で出来上がったのではないかと思います。

私、歯科医師会の役員になって、会議に出るようになって5年になりますが、今回作成に携わりまして、ふと思うことがございましたので、お話をさせていただきます。平成22年に県の歯科保健推進条例が出来上がりまして、第1期の計画が平成23年に出来上がりまして、振り返ってみれば、その間に震災もありまして、震災の中でしかも何も無い中、手探りで基本計画を作られまして、委員の皆さんも、県の皆さんも本当に大変だったのではないかと思います。思いながら今回の会議に出ておりました。

1期の計画が23年から今年で終わりますので6年ちょっとの間で、今回もいろいろと報告がありましたが、すべてが満足いくような結果はもちろん出てはいないのですが、県としては復興の作業もある中で、もちろん私達も頑張っているのですが、第2期に関しましては、反省も踏まえて計画を作っていただきましたし、各団体からも御理解いただいているということを感じましたので、私達歯科医師会といたしましても、第2期の6年間は良い結果が出るように頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも御協力よろしく願いいたします。

(佐々木会長)

ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。

皆様の御協力をいただきまして、今年度の歯科保健推進協議会を進めてくることが出来ました。ありがとうございました。

それでは全ての議事が終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

(司会)

佐々木会長、円滑な議事進行をいただきましてありがとうございます。また、委員の皆様、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。この意見を反映いたしまして、最終案を作成したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ここでお時間を頂戴いたしまして、只今皆様のお手元に、県からのお知らせをお配りしております。健康づくり最前線ということで、来る2月21日でございますが、スマートみやぎ健民会議管理者セミナーを開催いたします。平成28年にスマートみやぎ健民会議というものを立ち上げまして、歯を含めた県民の健康課題解決のために県民運動を行っているところです。企業や市町村の先進的な取組を紹介いたしまして、今後の取組の参考にしていただくということでセミナーを開催いたします。2月21日、12時45分から太白区文化センター（楽楽楽ホール）になりますので、ぜひお持ち帰りいただいて、各団体や自治体の皆様にPRしていただきたいと思っております。ぜひ御参加いただければと思いますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

それでは、以上をもちまして、宮城県歯科保健推進協議会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。